

社会福祉法人日本心身障害児協会

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人日本心身障害児協会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬等、並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員等とは、定款第15条に基づき置かれる理事監事、及び定款第5条に基づき置かれる評議員の事をいう。
- (2)常勤とは、役員等のうちこの法人に常時勤務する者をいう。
- (3)非常勤とは、役員等のうち常勤以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5)費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 この法人の役員等について、常勤・非常勤別の勤務形態に応じた報酬を以下のように定める。

- 2 常勤理事の報酬月額、島田療育センター職員給与規程別表第11を適用し、理事会で決定する。
- 3 この法人が運営する施設の職員であって、職員としての報酬等を支給している役員等には支給しない。
- 4 非常勤理事、監事の報酬額は、年間12万円を限度とし、別記1「非常勤理事、監事の報酬」に定める額とする。
- 6 評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(支給の方法及び形態)

第4条 常勤の理事に対しては次の各号による区分に応じ、本人が指定する金融機関口座に振り込みにて支給する。

- (1) 月額給与 毎月 25 日
- (2) 賞 与 毎年 6 月及び 12 月

但し、支給日が土曜日、日曜日、祝日にあたる時は、前日または前々日に支給する。

- 2 非常勤役員等については、理事会、評議員会の開催日に現金で支給する。
- 3 報酬等は、法令等の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の計算)

第 5 条 報酬の計算期間は、常勤の理事に対しては月の初日から末日までとする。

- 2 新たに常勤の理事に就任した者にはその日から報酬を支給し、退任・解任の場合にはその日までの報酬を支給する。但し、月の途中における就任・退任・解任の場合にはその月の土曜日、日曜日、祝日を除いた日数を基礎として日割り計算で支給する。また、その計算により 1 円未満の端数が生じた場合には四捨五入とする。

(費用弁償)

第 6 条 この法人は、役員等に対してその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 常勤の理事に対しては、通勤に要する交通費を島田療育センター給与規程に準じて支給し、出張する場合には島田療育センター出張旅費規程に準じて支給する。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

付 則

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

常勤理事の報酬（別紙添付）

島田療育センター職員給与規程別表第11

別記1

非常勤理事、監事の報酬

理事：理事会への出席 1回10,000円（税別）／1名

監事：理事会評議員会への出席及び監事監査業務 1回10,000円（税別）／1名

別記2

評議員の報酬

評議員会への出席 1回10,000円（税別）／1名